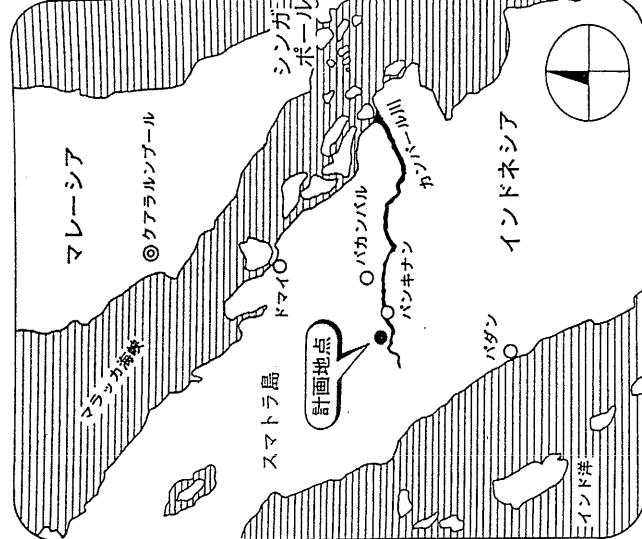


# コタパンジャン・ダム インドネシア

## 新たな破壊、 日本は人権と環境に配慮した決断を

日本は人権と環境に配慮した決断を



水没面積は広なものとなってくる。こうして、中規模ダムで大規模貯水池が得られる地形となっているのである。

マヘシト川沿いにはバダムからドマイに抜ける国道が走っており、またカンパル・カナン川沿いには州道が通じている。これらの国道と州道に沿って集落が点在している。從つて、二つの河川の合流地点でこれを擋き止めるとして、国道と州道のみが

「優良案件」

コタパンジャン・ダム建設プロジェクトの沿革は、一九七九年に東電設計がプロファイ（援助案件探し）を行つたことによる。当時、インドネシア側は、カンパル・カ

夫 鶯見

着工が延期になつていたインドネシアのダム建設が、日本の融資決定により、急速に動き出した。しかし、この計画には、円借款三原則の実効性がかかっている。

水没地域は広大

コタパンジャン・ダムは、インドネシア・スマトラ島中部のリアウ州バンキンナン近くのカンパル・カナン川に建設が構想されているダムである。このダムは、当初計画では一九八七年に着工し、一九九一年に完工予定されていたのであるが、工事着手が延び延びになつてきているいわくつきのダムである。

しかしながら、日本政府が一九九〇年度の対インドネシア円借款の一環として、このプロジェクトへの第一期分として一五億円の供与を決定したことにより、まだ一九九一年六月一二日に第二期分として一七五億三五〇〇万円の追加融資を行う旨の意図表明を行つたことにより、建

設着工への動きがいよいよ本格化してきた。現在は、受注企業を決めるための国際入札が行われている段階である。国際入札は今夏に終わることが予定されており、受注企業の選定が終り次第、インドネシア政府は一九九二年にはダム建設工事に着手し、一九九六年までに完工することをもくろんでいる。

このように、これまでに着工の是非をめぐらしくすり抜けてきたこのプロジェクトがここ半年の間に急速に動き出し、現地には近々ブルドーザーが入る見通しが高まってきた。しかしながら、このプロジェクトには問題がありすぎる。特に関係住民の立ち退き問題、スマトラ象の移転問題、ムラマタクス仏教墓跡の保全問題など、このプロジェクトには深刻な社会的、環境的コストの

問題が内在している。

九〇年八月に筆者が現地を訪れた際には、面接した住民たちは、ダムが建設されることを知っていたのであるが、それが日本の「援助」で造られることを誰一人として知らないかった。しかし、九一年に入って、事態が明らかになるにつれ、日本の「援助」に対する住民の怒りは次第に高まつてきている。

コタパンジャン・ダムは計画案によれば、高さ五三メートル、堤長二五七・五メートルのコンクリート重力式のダムである。総貯水容量は、一五・四五億立方メートルで、水没面積は一二四平方キロメートルにも及ぶ。コタパンジャン発電所の規模は、一四・四メートル（三ハーベース）×三基である。

ダムの規模としては中規模であるが、貯水池は広大なものとなる。なぜなら、ダムサイトの一〇キロメートル地点でカンパル・カナン川ヒマハシト川が合流しており、この両河川の流域には広大な盆地が形成されているからである。ダムサイトは、カンパル・カナン川が平野部に出る直前の渓谷が拡まつた個所に予定されている。このため、バックウォーターの度合いが大きいことから、

すみ かずお 一九三八年東京生まれ。一橋大学大学院博士課程（法学研究科）修了。横浜市立大学助教授を経て現わされる後助教授・日本文理学部教授。著書に『きらダム』など。

ナン川の支流のヒマハシト川に、より小規模のダムを建設することを計画していた。しかし、東電設計は、コタパンジャンの地点に、より規模の大きいダムを建設するという代替案を提示した。次いで、一九八〇年に東電設計はブレ・ファージビリティ（予備実行可能性）調査を実施し、コタパンジャン地点に单一の大規模ダムを建設する構造を改めて示唆した。

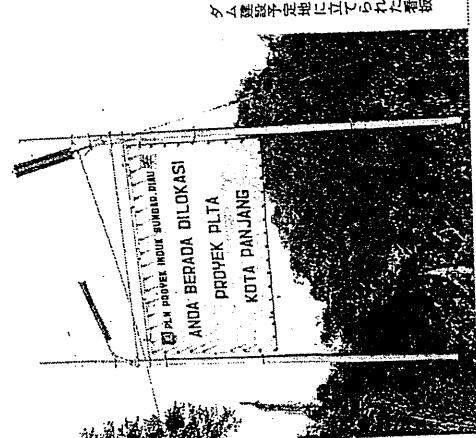
その後、国際協力事業団（JICA）は、一九八一年に事前調査団を現地に派遣した。この調査団は、JICA職員二人と北電監査の社員二人などで構成された。この調査団の主要目的は、ブレーフィングセミナー（実行可能性）調査（F/S調査）のための作業範囲について協議を行うことであった。

こうして、F/S調査は、JICAの委託により、東電設計によって一九八二～八四年にかけて実施された。このような調査の結果として作

成されたF/S報告書では、このプロジェクトが「優良案件」であると結論づけた。

コタパンジャン・ダムについて、は、当初の計画段階より、一段開発案と二段開発案の二つの開発方式が論議の対象とされてきた。一段開発方式とは、二つの調整池を設けることにより、水没面積を少なくしようととする構想である。具体的には、マハシト川のタッシュンバウ地点に高さ三八㍍のダムを設け、二三・九㍍のマハシト発電所を建設することとともに、カンパール・カナン川のコタパンジャン地点に高さ三〇・五㍍のダムを設け、四一・九㍍のコタパンジャン発電所を建設しようとする構想である。この構想の下では、水没の対象となる家屋は約三九〇戸、田畠は約一八六〇㌶、国道は一六・九㍍になるものとみなされた。

これに対して、一段開発方式は、マハシト川とカンパール・カナン川の合流点から約一〇・五㍍下流のコタパンジャンの地点に高さ五八㍍のダムを設け、一一・九㍍の発電所を建設しようとする構想である。この構想の下では、一六四戸の家屋、八九八九㌶の田畠、一五・三㍍



の国道、一七・一七・九㍍の州道、水没の対象となるものとみなされた。

前者の二段開発方式のほうが、社会的、環境的な影響が少ない。しかしながら、F/S報告書においては、「一段開発計画のほうが有利という結果となつた」としている。その理由としては、建設コストの点では二段開発方式のほうが安くつくのであるが、逆に一㍍当たりの建設

コストの点では一段開発方式のほうが安くなるという

ことが挙げられ

た。前記のF/S報

が「優良案件」で

あるとの判断の下

に、海外経済協力基

金(OECD)

はエンジニアリン

グ・サービス(詳

細な実施計画の作

成のための必要

資金を供与するこ

ととなつた。こう

して、一九八五年二月一日には、インドネシア政府との間に一一億五

二〇〇万円の円借款を供与する貸し

付け契約が締結された。

#### 要請つき援助

その後、一九九〇年六月にオランダのペークにおいて開かれた対インドネシア援助国会議の場で、日本政府は、このダムの建設事業資金として

て所要の円借款を供与する意向のある旨を明らかにした。

しかしながら、このプロジェクトの経済的、社会的、環境的妥当性について疑義を抱いた筆者らは、同年八月に現地調査を実施し、その結果日本政府に対して、円借款の供与を見合わせるようとの申し入れを行つた。

その理由としては、(1)ダム建設により多数の住民が立ち退きを余儀なくされること、(2)水没地域には希少動物であるスマトラ象が生息すること、(3)水位上昇によりムラ・タクス仏教遺跡が影響を受けること、(4)ダム建設が日本の「援助」で実施されることは、同年九月に再調査ミッションを現地に派遣した。こうしたことから、この問題に關心を有する人々の間には、日本政府の良識に対する期待も高まつた。しかしながら、このような期待は畢竟に裏切られてしまつた。

こうして、日本国民の目がイラク問題に向けられていたにサクサに紹れて、日本政府は、同年一月一三

ムとされ、発電に加えて、洪水制御、灌漑、観光開発、養魚などの目的が掲げられている。しかし、観光開発とか養魚とかは、いかにもむづつつけたような目的である。洪水制御にしても、カンパール・カナン川が頻繁に氾濫するわけではない。このにいはば、この河川に沿って国道が走っていることからも知られる。

さらば、灌漑用水の確保という目的も、こじつけ以外の何物でもない。なぜなら、この地域は、年間降水量が三〇〇〇～三五〇〇㍉もある多雨地帯であることから、大規模灌漑の必要はないからである。

それ故、問題となつてくるのは、電力需要という目的についてである。しかし、リヤウ州での人口密度は、一平方㌔当たり約二四人である。また、近くに大規模工業地帯があるわけではない。このような状況の下では、コタパンジャン・ダムのような大型ダムを造らなければならぬ必然性はない。小規模ダムで十分である。

新たな採取構造  
日本政府は、コタパンジャン・ダム



標に囲まれたカンパール・カナン川

すなわち、(1)住民の立ち退きは、強制的にではなく、自由意志で行われるべきこと、(2)権限問題については、住民の納得すべくで解決されるべきこと、(3)環境問題に配慮されるべきこと、特に水没地域に生息するスマトラ象の移転地を確保すること。

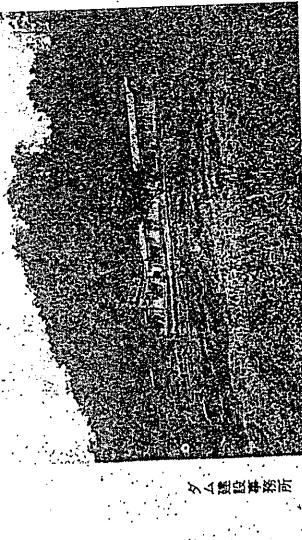
これらの三つの要求事項について、外務省は「条件」(conditions)ではなく、「要請」(requirements)であるとの説明を行つてゐる。このような弁解を行つているのは、もしも「条件」であるならば、それらが充足されなければ円借款の支出を自動的に停止しなければならなくなるため、かかる事態の発生を避けようとする思惑によるものと見られる。

このやうに、日本政府の「条件」づけには避け道がちゃんと用意されているのであるが、それはじつはとして、援助受け入れ国に対してこのような要求が行はれたのは、日本の援助実行の歴史の上からは初めてのことである。しかしながら、問題は、これらの「要請」がインドネシア政府により果たして順守されるかどうかである。日本政府としては、三つの「要請」が充足されていくことをどのようにしてチェックしようといふのであろうか。

このプロジェクトを眺めてみると、何よりも理解に苦しむのは、このような大きな社会的、環境的コストを厭わずに、何の目的のためにこのダムが建設されるのかといふ点である。このダムは、一応は多目的ダ

プロジェクトへの融資理由について、「リアウ州および西スマトラ州において急増する電力需要」ということで掲げている。しかし、かかる需要は、現実のものではなく、単なる見込みの需要にすぎない。その前提となつてゐるのは、ジャワからスマトラへの「集団移住計画」(Transmigrasi)が進展するにつれて、電力需要が逼迫していくという仮定である。

インドネシア政府による集団移



タム選出事務所

ム・ヤン・コーピーの採取によって生計を立てている。そのほか、コメ、キヤシサバ、バナナ、ドリアンなど多様な作物を生産している。カンパール・カナン川ヒマハット川には、村民の生活の場そのものであり、漁業、舟運、水浴など多様な営みが行われている。

伝えられるところによれば、インドネシア電力公社は、立ち退き住民への補償額として、三五〇億(一〇〇億+約七・一四)しか用意していないらしいといふのである。水没予定地域にはコムの木だけで二〇〇万本(三〇〇万本もあると見積もられており)一本の木だけで二万円の価値があると見られている。従って、計上されている補償金額では、水没するコムの木の補償分でさえもカバーできないことになる。

インドネシア政府が提示している補償額は、コム・ヤシ・コーポーの成木一本当たり、それそれ二二〇〇円、四〇〇円、一六〇〇円などとされる。草地については、一平方メートル当たり四五〇~五五〇円、水田四〇〇円、畑地三〇~四〇円という低額である。また、木造建物一平方メートル当たり二万五〇〇円、石造り建物四

十フランテーション程度と基本的に計画は、一九六四年以来進められてきているのであるが、その結果は悲惨なものとなつてきている。被植地では、無差別な森林伐採と焼き畠農業が次々と繰り返されている。焼き畠農業の知識と経験を有しない入植者は、熱帯林を再生不能なものとしてしまし、数年経過して放棄される。この結果、すでに三三〇万ねじものほる熱帯林が、破壊されてしまいと見積もられている。

また、移住者の多くが入植活動を諦めて、ジャワに「帰還者(Gemigrasi)として舞い戻ってきている。

このため、一九八四年以降打ち出されてしまっているのが、中核農園(PTR)プログラムである。このプログラムの核心は、移住者をプランテーションに入植させ、換金作物(コム、ココナツなど)の栽培を行わせる点にある。

しかしながら、PTRプログラムは、プランテーション經營者を調査だけに終わっており、入植者および先住民を低賃金労働者とするという社会構造を作り出してしまっている。これは、かつてオランダが行つ

たプランテーション經營と基本的に異なるものではない。經營者がオランダ人からインдонネシアの階級層に変わつただけである。この辺の意味で、PTRプログラムは、新たに国内的拠取構造を作り出す機能を果たしているといえよう。

このように、経済的にも、また社会的環境的にも、極めて問題の多い集団移住計画において、コタバシガヤの原野と化してしまつていい。

この結果、すでに三三〇万ねじ

ものほる熱帯林が、破壊されてしまいと見積もられている。

また、移住者の多くが入植活動

を諦めて、ジャワに「帰還者(Gemigrasi)として舞い戻ってきている。

このため、一九八四年以降打ち出されてしまっているのが、中核農園(PTR)プログラムである。このプログラムの核心は、移住者をプランテーションに入植させ、換金作物(コム、ココナツなど)の栽培を行わせる点にある。

しかしながら、PTRプログラムは、

プランテーション經營者を調査だけに終わっており、入植者および先住民を低賃金労働者とするという社会構造を作り出してしまっている。これは、かつてオランダが行つた。

この結果、すでに三三〇万ねじ

ものほる熱帯林が、破壊されてしまいと見積もられている。

また、移住者の多くが入植活動

を諦めて、ジャワに「帰還者(Gemigrasi)として舞い戻ってきている。

このため、一九八四年以降打ち出されてしまっているのが、中核農園(PTR)

プログラムである。このプログラムの核心は、移住者をプランテーションに入植させ、換金作物(コム、ココナツなど)の栽培を行わせる点にある。

しかしながら、PTRプログラムは、

プランテーション經營者を調査だけに終わっており、入植者および先住民を低賃金労働者とするという社会構造を作り出してしまっている。これは、かつてオランダが行つた。

この結果、すでに三三〇万ねじ

ものほる熱帯林が、破壊されてしまいと見積もられている。

また、移住者の多くが入植活動

を諦めて、ジャワに「帰還者(Gemigrasi)として舞い戻ってきている。

このため、一九八四年以降打ち出されてしまっているのが、中核農園(PTR)

プログラムである。このプログラムの核心は、

移住者をプランテーションに入植させ、換金作物(コム、ココナツなど)の栽培を行わせる点にある。

しかしながら、PTRプログラムは、

プランテーション經營者を調査だけに終わっており、入植者および先住民を低賃金労働者とするという社会構造を作り出してしまっている。これは、かつてオランダが行つた。

この結果、すでに三三〇万ねじ

ものほる熱帯林が、破壊されてしまいと見積もられている。

また、移住者の多くが入植活動

を諦めて、ジャワに「帰還者(Gemigrasi)として舞い戻ってきている。

このため、一九八四年以降打ち出されてしまっているのが、中核農園(PTR)

プログラムである。このプログラムの核心は、

移住者をプランテーションに入植させ、換金作物(コム、ココナツなど)の栽培を行わせる点にある。

しかしながら、PTRプログラムは、

プランテーション經營者を調査だけに終わっており、入植者および先住民を低賃金労働者とするという社会構造を作り出してしまっている。これは、かつてオランダが行つた。

この結果、すでに三三〇万ねじ

ものほる熱帯林が、破壊されてしまいと見積もられている。

また、移住者の多くが入植活動

を諦めて、ジャワに「帰還者(Gemigrasi)として舞い戻ってきている。

このため、一九八四年以降打ち出されてしまっているのが、中核農園(PTR)

プログラムである。このプログラムの核心は、

移住者をプランテーションに入植させ、換金作物(コム、ココナツなど)の栽培を行わせる点にある。

しかしながら、PTRプログラムは、

プランテーション經營者を調査だけに終わっており、入植者および先住民を低賃金労働者とするという社会構造を作り出してしまっている。これは、かつてオランダが行つた。

この結果、すでに三三〇万ねじ

ものほる熱帯林が、破壊されてしまいと見積もられている。

また、移住者の多くが入植活動

を諦めて、ジャワに「帰還者(Gemigrasi)として舞い戻ってきている。

このため、一九八四年以降打ち出されてしまっているのが、中核農園(PTR)

プログラムである。このプログラムの核心は、

移住者をプランテーションに入植させ、換金作物(コム、ココナツなど)の栽培を行わせる点にある。

しかしながら、PTRプログラムは、

プランテーション經營者を調査だけに終わっており、入植者および先住民を低賃金労働者とするという社会構造を作り出してしまっている。これは、かつてオランダが行つた。

この結果、すでに三三〇万ねじ

ものほる熱帯林が、破壊されてしまいと見積もられている。

また、移住者の多くが入植活動

を諦めて、ジャワに「帰還者(Gemigrasi)として舞い戻ってきている。

このため、一九八四年以降打ち出されてしまっているのが、中核農園(PTR)

プログラムである。このプログラムの核心は、

移住者をプランテーションに入植させ、換金作物(コム、ココナツなど)の栽培を行わせる点にある。

しかしながら、PTRプログラムは、

転を決めるのは、当然のところである。

こうした状況の下で、日本政府によって要求されている住民からの移転同意書の取得という条件を満たすために、インドネシア政府は、九一年に入って、住民に対して有形・無形の威嚇行為を始めた。「今たちに移転同意書に署名しなければ、この段階では補償を一切得られない」との脅しをかけたのである。こうして、かなりの住民が署名に応じた。しかし、いまだにかかる脅しに屈服しない人々も多い。また、最近では、住民代表がクドサン・オンドボの農民を訪れ、これに勇気づけられ、自己の生活権を主張し始めた。そして、すでに移転同意書に署名した人々も、賃貸により署名を強いるられたことを理由に、移転同意書の無効を主張し始めた。

去る七月二九日には、住民代表五人がOECFジャカルタ事務所を訪れ、移転同意書が賃貸によって押しつけられたものであるとの訴えを行った。このことは、関係住民が自由意志で署名に応じているのではないことを明瞭に示している。

立ち退き対象住民の大多数は、コ

ミナンカバウ社会系の人々である。彼らは、ジャワ系社会とは異なる独自文化を持つ誇り高き人々である。

彼らは、集団移住計画の下でジャワから移住してきた人々とは違うという自負心を持ちている。それ故にPTRアラントンテジョンへの移住は、絶対に受け入れられないと感じている。

OECFは「環境配慮のためのガイドライン」(一九八九年一〇月策定)の適用にあたって行なった社会・文化的面の問題を撲滅してしまっている。まだ、このプロジェクトの正面的な評議とされている集団移住計画についても、何らの環境影響評価も行なっていない。さらに、ダムサイトの近辺にはオフが出現するなどのことがあるが、これにしても何らの考慮も払われていない。

一九九一年四月一〇日に表明された援助四原則のうちで觸れている基本的人権および自由の保障状況への配慮という援助条件は、単なる飾り物に終わってしまう。いえよう。

もし、これができないようであれば、

援助四原則のうちで觸れている

基本的人権および自由の保障状況

への配慮という援助条件は、単なる

飾り物に終わってしまう。

